平成２８年（フ）第８６号
山口県宇部市大字際波459番地２
債務者　末原　　薫
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
山口地方裁判所宇部支部
平成２８年（フ）第１８号
徳島県美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保100番地１　安芸ハイツ201号室
債務者　上野　　恵
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
徳島地方裁判所美馬支部
平成２８年（フ）第１０２号
佐賀県西松浦郡有田町南原甲706番地18、前住所佐賀県西松浦郡有田町西部甲706番地18
債務者　横石　豊子
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部
平成２８年（フ）第９７号
福島県郡山市富田町字音路84番地の７
債務者　宗方　　博
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係
平成２８年（フ）第６８９号
神戸市中央区東雲通４丁目２番５号
債務者　上木　　修
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部
平成２８年（フ）第１７号
大分県竹田市荻町叶野1293番地
債務者　甲斐千鶴子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月18日まで
大分地方裁判所竹田支部
平成２８年（フ）第１２２９号
愛知県一宮市萩原町萩原字中道84番地　市営萩原住宅136号、従前の住所愛知県清須市阿原宮東191番地　ステニティ203
債務者　亀井　　瞳
1　決定年月日時　平成28年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第９４号
山口県下関市武久町１丁目20番３号
債務者　三浦　正浩
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係
平成２８年（フ）第７５号
東京都港区三田５丁目５番３－303号、前住所島根県安来市伯太町上小竹778番地
債務者　細田奈津子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
松江地方裁判所民事部
平成２８年（フ）第１１８号
青森県平川市杉館松橋230番地
債務者　田中　純一
1　決定年月日時　平成28年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
青森地方裁判所弘前支部
平成２８年（フ）第１３５号
広島県福山市駅家町大字下山守234番地１
債務者　藤本　正浩
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
平成２８年（フ）第１６０号
青森市幸畑２丁目12番18号
債務者　浅利　康仁
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２８年（フ）第１６８号
青森市千富町２丁目５番３号　シティハイムベルフィス202号
債務者　村上　和子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係
平成２８年（フ）第４４号
青森県五所川原市みどり町１丁目１番地３
市営住宅20－２
債務者　井上　平太
1　決定年月日時　平成28年９月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係
平成２８年（フ）第３３１号
熊本県上天草市大矢野町登立8077番地
債務者　太田　秀幸
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止

平成２７年（フ）第８０号
千葉県いすみ市佐室1425番地
破産者　有限会社大原製函
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係
平成２７年（フ）第８１号
千葉県いすみ市佐室1425番地
破産者　砺波　　洋
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係